

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（汐入小学校外2校プール可動床装置部品交換）	5200658
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年10月15日	
契約金額	8,848,950円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社 石森製作所 (法人番号：8010801000958)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（汐入小学校外2校プール可動床装置部品交換）
指名業者 （案）	名称 株式会社 石森製作所 所在地 神奈川県川崎市川崎区港町2-18 代表者 代表取締役 石森 丈雄
特命理由	<p>本件は、汐入小学校、峡田小学校及び尾久第六小学校のプール可動床操作盤、制御盤、昇降装置用部品において、耐用年数超過に伴う不具合が生じたことから、可動床装置の部品交換等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当該設備の製作・施工、保守点検業者であるため、設備の仕様・構造を熟知しており、迅速かつ確実な履行ができる。</p> <p>上記業者は、製品全体の安全な動作を保障するため、専用部品取付による技術やその後の調整に対応可能であり、他社に部品の供給も行っていないことから、上記業者以外の履行は困難である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）